

議 案 第 14 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税に係る寄附金税額控除の控除対象寄附金を追加するとともに、旧三級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を廃止等するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第46条の4に規定する場所」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改め、同条第3項中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

第18条第2項の表第1号オ中「、第4項及び附則第15条」を「及び第4項」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第24条第1項第1号イ中「規定する学校」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第32条第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第51条第1項中「当該年度の前年度において第48条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収された年金所得に係る特別徴収税額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第40条第1項

の規定により特別徴収の方法により徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1」に改める。

第53条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第56条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

附則第4条の前に見出しとして「(軽自動車税に関する経過措置)」を付し、同条を次のように改める。

第4条 附則第45条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る附則第45条第1項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

附則第5条の見出しを削り、同条中「係る第103条」の次に「及び附則第45条第1項」を加え、同条の表に次のように加える。

附則第45条第1項の表以外の部分	第103条	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条
附則第45条第1項の表第103条第2号アの項	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
	3,900円	3,100円

附則第10条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第45条第4項の表中「第103号第3号」を「第103条第3号」に

改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第30条第3項第1号」を「第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第30条第2項第1号」を「第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第30条第1項第1号」を「第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第103条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第103条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第46条を次のように改める。

第46条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条及び第24条並びに附則第4条の前に見出しを加える改正規定並びに同条、附則第5条及び第45条の改正規定 公布の日
- (2) 第19条及び第32条の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成28年1月1日

(3) 第14条、第53条及び第56条並びに附則第10条及び第46条の改正規定並びに次条第4項及び附則第3条の規定 平成28年4月1日

(4) 第48条及び第51条の改正規定並びに次条第3項の規定 平成28年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税に適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第24条第1項第1号イの規定は、所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する同号イに掲げる者に対する寄附金について適用する。

3 改正後の条例第48条第1項及び第51条第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第14条第2項、第53条第2項及び第5項並びに第56条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の松戸市市税条例附則第46条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、改正後の条例第114条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき
4,000円

3 平成28年4月1日前に地方税法第465条1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第111条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税

法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。
- 6 第3項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第11条、第117条第4項及び第5項、第120条並びに第121条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条各号列記以外の部分	第117条第1項若しくは第2項	松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第3条第5項
第11条第2号	第117条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第3条第4項
第11条第3号	第53条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項又は第145条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第3条第5項に規定する納期限
第117条第4項	規則で定める	平成27年改正法附則第20条第4項に規定する
第117条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
第120条第1項	第117条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第4項
	当該各項	同項
第121条第2項	第117条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第3項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第118条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第117条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 8 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

第4項	前項	第8項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第5項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第6項の表以外の部分	第3項	第8項
	同項から前項まで	前2項及び第8項
第6項の表第11条各号列記以外の部分の項	附則第3条第5項	附則第3条第9項において準用する同条第5項
第6項の表第11条第2号の項	附則第3条第4項	附則第3条第9項において準用する同条第4項
第6項の表第11条第3号の項	附則第3条第5項	附則第3条第9項において準用する同条第5項
第6項の表第117条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第6項の表第117条第5項の項	附則第3条第5項	附則第3条第9項において準用する同条第5項
第6項の表第120条第1項の項	附則第3条第4項	附則第3条第9項において準用する同条第4項
第6項の表第121条第2項の項	附則第3条第5項	附則第3条第9項において準用する同条第5項
第7項	第3項	第8項

- 10 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在す

る当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1.1 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第10項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第5項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第6項の表以外の部分	第3項	第10項
	同項から前項まで	前2項及び第10項
第6項の表第11条各号列記以外の部分の項	附則第3条第5項	附則第3条第11項において準用する同条第5項
第6項の表第11条第2号の項	附則第3条第4項	附則第3条第11項において準用する同条第4項
第6項の表第11条第3号の項	附則第3条第5項	附則第3条第11項において準用する同条第5項
第6項の表第117条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第6項の表第117条第5項の項	附則第3条第5項	附則第3条第11項において準用する同条第5項
第6項の表第120条第1項の項	附則第3条第4項	附則第3条第11項において準用する同条第4項
第6項の表第121条第2項の項	附則第3条第5項	附則第3条第11項において準用する同条第5項
第7項	第3項	第10項

1.2 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又

は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第12項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第5項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第6項の表以外の部分	第3項	第12項
	同項から前項まで	前2項及び第12項
第6項の表第11条各号列記以外の部分の項	附則第3条第5項	附則第3条第13項において準用する同条第5項
第6項の表第11条第2号の項	附則第3条第4項	附則第3条第13項において準用する同条第4項
第6項の表第11条第3号の項	附則第3条第5項	附則第3条第13項において準用する同条第5項

第6項の表第117条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第6項の表第117条第5項の項	附則第3条第5項	附則第3条第13項において準用する同条第5項
第6項の表第120条第1項の項	附則第3条第4項	附則第3条第13項において準用する同条第4項
第6項の表第121条第2項の項	附則第3条第5項	附則第3条第13項において準用する同条第5項
第7項	第3項	第12項